

令和4年8月からの変更点

雇用保険の賃金日額および基本手当日額、高年齢雇用継続給付の支給限度額等は、毎年8月から変更されます。本書掲載の以下の箇所については、令和4年8月から令和5年7月までの間は、以下の金額に読み替えてください。

●33ページ・上の表

■賃金日額に応じた基本手当日額の給付率と上・下限額（60～64歳の場合）

賃金日額	《下限額》 2,657円	2,657円以上 5,030円未満	5,030円以上 11,120円以下	11,120円超 15,950円以下	《上限額》 15,950円
給付率 (額)	《下限額》 2,125円	80%	80%～45%	45%	《上限額》 7,177円

《参考》（45～59歳の場合）

賃金日額	《下限額》 2,657円	2,657円以上 5,030円未満	5,030円以上 12,380円以下	12,380円超 16,710円以下	《上限額》 16,710円
給付率 (額)	《下限額》 2,125円	80%	80%～50%	50%	《上限額》 8,355円

※上の金額は令和4年8月から令和5年7月までのもので、毎年8月に改定されます。

●34ページ・下 「賃金が低くなるほど、支給率が高い」の項 注釈

※60歳到達時賃金の上限は478,500円、下限は79,710円。雇用継続給付の支給限度額は、364,595円から賃金を引いた額。計算された支給額が2,125円以下の場合には支給されない。（これらは令和5年7月までの額。毎年8月に改定）

お詫びと訂正

この度、令和4年度版『私のライフプラン』におきまして、以下の通り表記に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

●47 ページ・上 ※退職所得控除額の調整とは 図

(誤) 公的年金等控除⇒37年

(正) 勤続年数 37年

